

## G X推進再エネ導入支援事業（GX アドバイザー派遣事業）実施要綱

### （趣旨）

第1条 再生可能エネルギー導入や省エネルギーに取り組もうとする事業者を対象に，専門的な知識や豊富な経験を有する人材（以下「GX アドバイザー」）を派遣し，取組に向けた伴走支援を行うことにより，再エネ・省エネの導入促進の観点で GX の推進を図る。

### （派遣対象者）

第2条 派遣の対象者は，再生可能エネルギー導入や省エネルギーに取り組もうとする者のうち，次の全てを満たす個人事業主及び法人とする。

- （1）鹿児島県内に事業所を有すること。
- （2）県税に未納がないこと。
- （3）鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年度鹿児島県条例第 22 条）第 2 条に規定する「暴力団」，「暴力団員」「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。

### （内容）

第3条 GX アドバイザーは取組事業者からの申請に基づき，次に掲げる項目について指導，助言を行うものとする。

#### 項目内容

| フェーズ   | 内容                         |
|--------|----------------------------|
| ステップ 1 | 社内意識醸成                     |
| ステップ 2 | 再エネ設備導入・省エネ設備導入に向けた自社の現状把握 |
| ステップ 3 | 再エネ設備導入・省エネ設備導入に向けた目標の提案   |
| ステップ 4 | 導入した設備の効果確認                |

2 GX アドバイザーの派遣先は，鹿児島県内に限る。

3 GX アドバイザーの派遣は，原則として，1 回あたり 2 時間以内，同一事業者に対してフェーズ毎に 2 回を上限とする。

### （GX アドバイザーの指定）

第4条 派遣する GX アドバイザーについては，第 3 条第 1 項に定める項目に関して指導・助言を行うにあたり適切な者を，エネルギー対策課が別に定める。

(派遣手続き)

第5条 GXアドバイザーの派遣の手続き

- (1) GXアドバイザー派遣を希望する取組事業者は、アドバイザー派遣申請書(別紙様式1)により、エネルギー対策課に申請する。
- (2) エネルギー対策課は、申請書の内容が適当と認められる場合は、指導・助言を希望する項目についてGXアドバイザーに意向を確認した上で、GXアドバイザー派遣決定通知書(別紙様式2)により、派遣の決定を通知する。また、GXアドバイザーに対し決定通知書の写しを送付する。
- (3) エネルギー対策課はGXアドバイザーと申請者の日程調整を行い、派遣する日時を決定し、それぞれに通知する。
- (4) GXアドバイザーは通知を受けた日時に申請者に対して訪問やwebで指導・助言を行う。

(報告)

第6条 GXアドバイザーは、活動の結果をアドバイザー派遣業務報告書(別紙様式3)により、申請者は、アドバイザー派遣実施報告書(別紙様式4)により、それぞれ活動終了2週間以内にエネルギー対策課へ報告するものとする。

- 2 県が事業効果を検証するにあたり、申請者に情報を求めたとき、申請者はそれに応じなければならない。

(派遣に要する経費)

第7条 GXアドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)については、県がGXアドバイザーに対し、県の規定に基づき、予算の範囲内において支給するものとする。

(守秘義務)

第8条 GXアドバイザーは、派遣により知り得た企業秘密などを他に漏らしてはならない。

- 2 県はGXアドバイザーに対して、前項を遵守させるため、申請者の求めに応じて、誓約書の提出など、秘密保持のための措置をとらせることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、エネルギー対策課と協議して定めることとする。

附則

この要綱は令和 6 年 8 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 28 日から施行する。